

## 平成 26 年度 第 1 回東広島市環境審議会 議事要録

※審議会委員からの発言については、議事をまとめる会長の発言のみ「委員（会長）」とし、それ以外は「委員」と表記している

■日時：平成 26 年 6 月 6 日（火）15:00～17:15

■場所：東広島市役所 会議室 303

■出席者：《配席表及び委員名簿参照》

○委員：鈴木会長、加栗副会長、市川委員、橋野委員、徳満委員、串山委員、堀委員、弓場委員、黒杭委員、岡田委員、中野委員、久保委員、矢中委員

○事務局：生活環境部長 林部長  
環境対策課 西村次長、青木参事、森住補佐、酒見主任、下窪主任、池田主事  
廃棄物対策課 中村課長

○欠席：今岡委員、杉原委員、上田委員、野田委員、蔵田委員、水野委員、常田委員

### ■配布資料

#### ○次第

○東広島市環境審議会委員名簿

○配席表

○資料 1 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

○資料 2 環境基本計画における平成 25 年度の取り組み状況

○資料 3 各主体共通の目標の実績数値及び意見提言等に対する対応等

○資料 4 環境基本計画における平成 26 年度の取り組み予定

○資料 5 平成 24 年度の取り組み状況への意見・提言等に対する対応等

○参考資料 1 取り組みの体系

○参考資料 2 環境基本計画進行管理スケジュール

### ■議事概要

#### 1 開会

《事務局（西村次長）による開会》

《林部長による挨拶》

#### 2 議事

##### 議事 1：悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

○事務局による資料 1 の説明

○説明に対する質問意見等

#### ○委員

・用途地域の定めがない地域、都市計画区域外、市街化調整区域の方が、事業者はこういうところに集中している。住居専用地域を厳しくしているというが、用途地域の定めがない地域などの方が支障が起きやすいのではないか。この辺の言葉の意味などは、皆さんどれくらい認識されているのか。

#### ○事務局

・住居が集まる地域が住居専用地域などの住居系の地域、工場が集まる地域が工業地域、商業が集まる地域が商業地域であり、これらの定めがない地域が、用途地域の定めがない地域などである。市内全域を見ると、豊栄と福富は全域が都市計画区域外であり、旧市などその他の地域を見ても、多くが市街化調整区域や用途地域の定めがない地域などである。(都市計画図を見ながら、詳しい用途地域について説明)

#### ○委員

・改善勧告や改善命令は法律上可能であるが、実際に行うのは難しい。市民の意識やマナーを広報してもらうことが大前提になるだろう。勧告や命令は余程のことがないとできないだろう。しかし、どうにもならない事業者がいたときにどう対応するかは考えておかなければいけない。

#### ○事務局

・何かがあったから、アウトセーフを判断するものではない。悪臭は感覚公害なので、慣れ不慣れもある。転入したばかりの人が、いきなり臭いということも考えられる。そういうことも踏まえて、苦情者にも発生源者にも話をしながら、事業者にも改善のお願いをしながら取り組んでいくというやり方になるだろう。

#### ○委員

・法律ができれば勧告しろという話が出る。しかし、すぐに勧告ということは難しい。

#### ○委員

・なぜ悪臭規制導入について審議するかというと、これまでは、悪臭規制をできる法律根拠がなかった。その法的根拠を明確にして、対応ができるということを明確にすることが悪臭規制の趣旨である。これを理解いただきたい。悪臭規制の導入にあたっては、市としても市民の理解を得られるような広報に努めてほしい。

#### ○委員

・市民は一方的に苦情を言いたくなる。事業者としたら、それで生活をしているわけだから、対応に苦慮することがあるだろう。事業者は一度に対応することは難しいと思うので、苦情があった際には、苦情を一方的に伝えるのではなく、事業者が対応を努力している状況を市民にも伝えてほしい。そうでないと、和解できなくなる。大変だと思うが、市が対応するときには配慮をお願いする。

#### ○委員

・苦情を言う方も、受ける方も、生活を守るという観点で対応してほしい。発生源が悪質かどうかは対応していたらわかるはず。その場合には、法的根拠をもって対応してほしい。

#### ○委員 (会長)

・答申案について何か意見はないか。ないようであれば、これを答申案とすることとする。

## 議事 2：東広島市環境基本計画の進捗状況等について

○事務局（環境対策課）による資料 2・3 を用いて、「環境基本計画における平成 25 年度の取り組み状況」について説明

○説明に対する質問意見等

### ○委員

・耕作放棄地が平成 20 年度から 11.9ha 解消されたとのことであるが、具体的にはどのように解消していったのか。どういう利用があったのか。

### ○事務局

・耕作放棄地を開墾したい人を募り耕作放棄地の減少を図っている。開墾してくれる人には補助も出している。

### ○委員

・開墾する人は、近所の人が行うのか。それとも、法人が行うのか。

### ○事務局

・農業生産法人であったり、個人で農業を広めようと希望する人であったりする。その中で対応していただいている。

### ○委員

・平成 20 年度から 11.9ha 減ってはいるが、新たな耕作放棄地が増えて、トータルとしては増加しているようである。

### ○事務局

・確かに耕作放棄地はトータルでは増えている。目標を定めながら、耕作放棄地を減らしているようにしている。

### ○委員

・目標を定めるときに、どのような目標を定めるのかを決めるのは難しい。

### ○委員

・耕作放棄地を減らすのは大変。今も、農業委員会と農林水産課が苦勞しながら対応している。夏に、農地パトロールをしており、それでまだ少しは解消に向かっている。数値だけ見ると確かに増えているが、何もしないでほっておくと、そのまま倍々に増えていく。あと 5 年もすると、ますます高齢化が進み、農業の担い手がいなくなる。そこで、農林水産課を含めて、新規就農者を増やすために予算を付けていろいろやっている。しかし、なかなか若い就農者は増えない。数字的に耕作放棄地を減らすことは大変だが、対策をやっていく方も大変。そこは理解も必要である。

### ○委員

・公園里親制度の団体数を増やすために、「住民自治協議会を通じて取り組みを推進していきます。」とあるが、公園里親制度はそもそもどのような取り組みか。

### ○事務局

・その公園に対して、きれいに維持管理していくグループを募って、その団体に清掃で使用するような袋などを提供して、公園の維持管理を任せる制度である。

### ○委員

・制度としては何年前からあるのか。

### ○事務局

・はっきりしたことはわからないが、そんなに前からではない。

#### ○委員

・環境基本計画の中で目標数値が掲げられているが、本計画が策定される前からある制度で、以前は里親制度に登録していた団体が多かったのに、今はその団体の高齢化が進んで、登録団体数が減ったということか。

#### ○事務局

- ・団体数は減っているわけではなく、増え方が鈍化している状況にある。
- ・登録団体は地元住民のほか、企業単位での登録もある。

#### ○委員

・公園里親に登録したら、市から何か補助は受けられるのか。

#### ○事務局

・清掃用具の無償貸し出しなどを行っている。

#### ○委員

・市民が農地転用の許可を受ける目的の半分は、太陽光発電の設置である。新庁舎を建てるときに、太陽光発電を導入しているが、今後、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを学校などの公共施設にある程度計画的に導入していくことは決まっていないのか。

#### ○事務局

・今年度から、先進的な事例を各部局に提案してもらうようお願いしている。例えば、学校への太陽光発電の導入や、保育所の屋上に遮熱塗料を塗って日焼けを防止するなどの提案をいただいている。この中で、効果があったものについては、今後、拍車をかけて取り組んでいきたいと考えている。その第一歩を踏み出したところである。

#### ○委員

・これからのあり方は大事なこと。しかし、現状は市民の方が転用して太陽光発電を設置するなど、取り組みが進んでいる。行政としても、もっとリードしてほしい。

#### ○委員

・この点については、市役所の新庁舎を建設する時にも、行政が先進的に行ってほしいという意見があった。

○事務局（環境対策課）により資料4を用いて、「環境基本計画における平成26年度の取り組み予定」について説明

○説明に対する質問意見等

○委員

・農業委員会の取り組み予定に、「農地パトロール」があるが、これは、平成22年から実施している。調査期間は平成26年からとなっているが、継続して行っているというニュアンスにしておいてほしい。

○事務局

・表現を変えるようにする。

○委員

・新事業として、保育所の屋根への遮熱塗料の塗布というのがあるが、これは効果があった場合には、民間の保育園にも補助が出るようになるのか。

○事務局

・まだそこまでは考えていない。保育所とのバランスもあるので、保育課と協議しながら仕組みづくりを考えていきたい。つい先日入札が終わったばかりで、効果があるかどうかはこれからわかってくるところである。

○委員

・もし、効果があれば、民間のほうにも予算を出してもらいたい。

○委員

・1か所で、582万円となると結構高く感じる。

○事務局

・この保育所は平屋であり、屋根の面積が大きいため、金額が高くなってしまった。

○事務局

・「東広島市の環境 ～取り組みの報告編～」、「環境保全活動啓発ハンドブック」について、実物を回覧しながら説明

○事務局（環境対策課）により資料3・5を用いて、「平成24年度の取り組み状況への意見・提言等に対する対応等」について説明

○説明に対する質問意見等

○委員

・パブリックコメントの件数は何件ほどあったか。

○事務局

・全部で50件前後いただいた。

○委員

・内容が多岐にわたり大変だとは思いますが、当審議会及び市民の皆様からの意見・提言等を実現して行ってほしい。

○委員

・市の対応として、住民自治協議会との連携という項目が見られるが、住民自治協議会の活動状況は現在どのような感じか。

○事務局

・住民自治協議会の中には、環境部会が設置されたところもあるが、まだ組織としての連携はできていない。広く取り組みを照会させてもらい、情報をいただくというキャッチボールに留まっている。今後は、環境部会等とのネットワークを強化して、市民の取り組みを充実させていくことが、事務局としての大きな課題である。

・「環境保全活動啓発ハンドブック」を地域に配布しながら連携を深めていきたい。

○委員

・住民自治協議会の立場で言うと、すでに市の情報サイトを通じて情報提供をしている。これから、情報サイトとも連携をしていけばいいのではないか。

○委員

・住民自治協議会の中でも、先進的に取り組んでいるところもあれば、まだ取り組んでいないところもある。まだ取り組みが進んでいないところに対しては、市が後押しするようなこともしてほしい。

○事務局

・おっしゃるとおり、市としては、先進的に取り組まれている住民自治協議会の情報を収集し、これから取り組んでいこうとしている住民自治協議会へ情報をフィードバックする、地域と地域をつなぐ接着材のような役割も担っていきたいと考えている。

○委員

・住民自治協議会のHPを見ても、内容が充実しているところと、そうでないところがある。行政からは住民自治協議会という言葉を目にするが、実際にどんな活動をしているのか見えないところがあった。

○委員

・市の情報サイトは与えられた容量が少なく、あまり情報を掲載することができない。もっと、容量が増えれば、情報を充実させることができる。

○委員

・私の地区の住民自治協議会は昨年度ようやくできたところだ。これからどんなことをしてい

くのかは、これから議論が必要な状況だ。

#### ○委員

・住民自治協議会と関係があることであるが、ゴミが増えていることを問題視しなければならない。ゴミの問題に関しては、市の対応として、環境学習を増やすことがあげられているが、これは将来的には有効かもしれないが、今現在、ゴミの減量に直結するものではない。大人向けの環境学習では、専業主婦とか高齢者向けにはできても、それ以外の生活者への環境学習を行うのは難しい。最近では、女性も就業者が増えており、ゴミのことを考えている人はあまり多くない。例えば、企業に対して、従業員に対して環境学習を義務付けることはできないのか。

また、リサイクル事業を進めるのであれば、再利用したくなるようなものがないと、市民がリサイクル品を求めない。そこをどう活性化していくのか対策を考えてもらわないと、リサイクルは進んでいかない。

#### ○事務局

・おっしゃる通り、一人あたりのゴミの排出量は、平成 24 年度は 984g で平成 25 年度 988g であった。減らさないといけないところが、少し増えてしまっている。原因としては、景気の回復や消費増税前の駆け込み需要などが考えられる。その対策として、これまで行ってきたのが出前講座であるが、おっしゃるとおり、出前講座は小中学校向けのものが多く、将来的にはつながるとは思う。大人向けの出前講座は、住民自治協議会などへ呼びかけはしているが、なかなか受講希望の声がかからない。

#### ○委員

・市民がやらないといけないとは思いますが、環境部会との連携で強制的にやるのは難しいだろうか。

#### ○事務局

・私の地区の自治協議会では、総会で一度行った。あのような形で開催できれば受講者が広がっていくと思うのだが、まだまだこちらの PR 不足もあると思う。何か機会があったら声をかけていただきたい。

#### ○委員

・当審議会でも、ゴミの有料化の答申をして、その行方については気になる場所である。自治協議会との連携を含めて、市の方で市民の理解を得られるような取り組みを行ってほしい。そういう点では、住民自治協議会は住民の集まりであるわけだから、効果が見込めるのではないかと考える。

#### ○委員

・公衛協と住民自治協議会との連携が見えてこない。2 つの組織が連携を図れるように、市がコーディネートして、足並みそろえてできるようになれば、理想的な東広島市になるのではないかと。

#### ○委員

・公衛協単独で活動しているのは、安芸津地区など 6 学校区ある。あとは住民自治協議会と連携が取れる。住民自治協議会と公衛協がやっていることはイコールの内容である。住民自治協議会は平成 25 年度からスタートしたところもあるので、あと 1~2 年もすればもう少し連携が取れるのではないかと。公衛協は地域の地区社協という上部団体がいるため、名前を残さなければならない。名前を残さなくても補助金がもらえるのであれば、みんな公衛協から住民自治協

議会へ移っていくと思うが、それはなかなか難しい。住民自治協議会も名前を残そうとするので、公衛協に移るのは難しい。

### 3 今後の予定について

#### ○事務局による説明

- ・議事要録は鈴木会長に確認いただき、議事要録と市民意見で公表する資料は各委員へ送付する。
- ・悪臭規制導入の答申については、6月中にいただくよう日程調整する。答申への出席は鈴木会長と加栗副会長にお願いしたい。
- ・本日いただいた平成25年度の環境基本計画の取り組み状況への意見、提言について取りまとめ、実施主体にフィードバックすることとする。
- ・6月23日から約1か月にわたって環境基本計画に関するパブリックコメントを実施し、いただいた意見等については、実施主体にフィードバックすることとする。
- ・野田委員、串山委員、堀委員は6月10日の任期をもって退任となる。
- ・上記3名以外の委員については、継続して次期委員に就任していただく承諾を得ている。

#### ○欠員の補充について

##### ○委員（会長）

- ・欠員の補充については事務局に一任する。

### 4 閉会

#### ○会長による閉会の挨拶

以上